

分野	9	規制改革、特区										
政策項目	①	規制改革の一層の推進										
関係府省	内閣府、関係各省											
<p><これまでの対応></p> <p>1. 「規制改革推進3か年計画(再改定)」等</p> <p>○政府は、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)など累次に及ぶ計画を策定し、幅広い分野にわたってこれまで数多くの規制改革を実現。</p> <p>2. 総合規制改革会議</p> <p>○総合規制改革会議においては平成13年度は、生活者向けサービス6分野(医療、福祉・保育、人材(労働)、教育、環境、都市再生)について重点的に審議。その他の分野(競争政策、金融、エネルギー、流通等)についても検討を進め、総理に答申(平成13年12月11日)。<第1次答申></p> <p>○平成14年度は「経済の活性化」を統一テーマとして審議。分野横断的なテーマ(新規事業創出、官製市場見直し、ビジネス・生活インフラ整備、事後チェックルール、規制改革特区)について検討を進め、総理に答申(平成14年12月12日)。<第2次答申>。</p> <p>○平成15年度は、「規制改革推進のためのアクションプラン」の17の重点検討事項等について積極的に調査・審議し、その成果を含め総理に答申(平成15年12月22日)。<第3次答申></p> <p>3. 規制改革集中受付月間</p> <p>○平成15年6月と11月に、全国規模の規制改革要望と構造改革特区の提案募集とを同時・集中的に受け付ける「規制改革集中受付月間」を実施。</p> <p>○平成15年6月の「規制改革集中受付月間」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・110の要望主体から、417項目の要望を受付。 ・うち67項目については政府決定(平成15年9月19日閣議報告) (例)・株式会社等による児童館の設置及び運営の解禁。 ・金融機関以外の者による信託会社の解禁。 <p>○平成15年11月の「規制改革集中受付月間」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・147の要望主体から、947項目の要望を受付。 ・うち93項目については政府決定(平成16年2月27日閣議報告) <p>4. ノーアクションレター制度</p> <p>○「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」を平成13年3月に閣議決定し、本制度の導入に努めてきたところ。</p>												
<p><これまでの成果></p> <p>1. 1,000項目以上の規制改革が進展</p> <p>○この3年間(平成16年1月現在)で、構造改革特区を含め、1,014項目の規制改革が進展。(規制改革推進3か年計画のうち実施されたもののみで、平成15年度実施予定分は含まれていない。)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">○内訳 <全国ベース>855 事項</td> <td style="width: 50%;"><特区>159 事項</td> </tr> <tr> <td>・平成13年度:192 事項</td> <td>・第1次提案:93 事項</td> </tr> <tr> <td>・平成14年度:619 事項</td> <td>・第2次提案:47 事項</td> </tr> <tr> <td>・「特区全国別表(第2～第3次提案分)」:38 事項</td> <td>・第3次提案:19 事項</td> </tr> <tr> <td>・「あじさい月間(規制改革集中受付月間)」:6 事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. これまでに行われた規制改革の事例</p> <p>○航空運賃設定の弾力化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年から国内航空運賃が認可制から事前届出制に移行された。 ・参入規制の緩和と相俟って航空会社間の競争が促進され、その結果、運賃の多様化が進展するとともに、運賃水準が約2割(対平成元年度比)低下し、利用者利便の向上が図られた。 			○内訳 <全国ベース>855 事項	<特区>159 事項	・平成13年度:192 事項	・第1次提案:93 事項	・平成14年度:619 事項	・第2次提案:47 事項	・「特区全国別表(第2～第3次提案分)」:38 事項	・第3次提案:19 事項	・「あじさい月間(規制改革集中受付月間)」:6 事項	
○内訳 <全国ベース>855 事項	<特区>159 事項											
・平成13年度:192 事項	・第1次提案:93 事項											
・平成14年度:619 事項	・第2次提案:47 事項											
・「特区全国別表(第2～第3次提案分)」:38 事項	・第3次提案:19 事項											
・「あじさい月間(規制改革集中受付月間)」:6 事項												

分野	9	規制改革、特区
政策項目	①	規制改革の一層の推進
<p>○ICカード・電子タグ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 14 年9月に関係省令が改定され、大幅に申請手続きが簡素化された。また、電波の干渉に強い方式が開発されたのを受け、これを導入できるよう平成 15 年6月に関係省令改正。 ・自動改札等の交通カード(JR東日本の Suica 等)、電子マネー、蔵書・衣料品などの在庫管理や物流管理などに利用されている。また次世代バーコードとしての活用も検討され、さらに、今後、ネットワークとのつながりを深めることにより、食・医療など様々な分野でのより高度な利活用が期待されている。 ・電子タグの高度な利活用が生み出す経済波及効果は、平成 22 年において最大 31 兆円になると予測されている。 <p>○銀行窓口での投資信託・保険商品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は平成 10 年から、一部の保険商品は平成 13 年から銀行の窓口で購入できるようになった。また平成 14 年には個人年金保険も購入できるようになった。 ・平成 15 年末には、投資信託の販売において銀行等が 35%のシェアを占めるまでになった。 ・平成 15 年9月末現在、4大銀行グループの個人向け年金窓販残高は 5,390 億円と急増(平成 15 年3月末比 146.8%)。 <p>○高速インターネット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速インターネットに関する規制改革を行った結果、接続スピードが8倍となる一方で、利用料金は以前より3割程度下がるなど世界一低廉な水準となった。 ・サービス加入者数は、平成 12 年から平成 14 年にかけて 500 倍以上に増加した。 <p>○労働者派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年3月より、「物の製造」の業務への派遣が可能となり、派遣労働者としての雇用機会が増大。 ・1年の派遣期間の制限を3年まで延長。 <p>3. 90 年代以降の規制改革の経済効果</p> <p>○1990 年以降に行われた規制改革による利用者メリットを、電気通信(移動体通信)分野、運輸分野(タクシー、トラックなど)、エネルギー分野、金融分野、飲食料品分野(米、酒類販売)等の 14 分野について合計すると、2002 年度においては約 14 兆3千億円。</p> <p>○この金額は国民 1 人当たりでは、約 11 万2千円の利益があった計算になる。</p> <p>4. ノーアクションレター制度</p> <p>○照会に対して回答し公表までに至った事案は、平成 13 年度において3省庁9件(平成 14 年6月公表)、平成 14 年度において5省庁 14 件(平成 15 年6月公表)。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規制改革の推進により、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた多様なサービス提供を可能とし、併せて新規需要と雇用の創出を加速化する。 2. ノーアクションレター制度については、平成 15 年 12 月の総合規制改革会議第3次答申において、本手続きの対象範囲の拡大等の指摘を受けているところ。 		
<p><今後の対応></p> <p>1. 「規制改革推進のためのアクションプラン」</p> <p>※一部措置済の事項も含め、今後の対応と合わせて全体を記載。</p> <p>○「規制改革推進のためのアクションプラン」の取組については、「骨太方針 2003」において、従来にない前進がみられたとともに、第3次答申において、改革に向けた大きな一歩が踏み出されることとなった。</p> <p>○12 の重点検討事項</p> <p>(1) 株式会社等による医療機関経営の解禁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特区における株式会社の医療への参入について、自由診療の分野において、高度な医療を提供する病院又は診療所の開設を可能とするよう、速やかに関連法令の改正を行う。 		

分野	9	規制改革、特区
政策項目	①	規制改革の一層の推進
<p>・構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。</p> <p>(2)いわゆる「混合診療」の解禁(保険診療と保険外診療の併用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定療養費制度における高度先進医療で、一定基準を満たした場合、医療技術及び病院ごとの個別承認を不要とし、迅速に認める仕組みについて検討・結論・措置。(平成 15 年度中) ・高度先進医療への新技術の導入の迅速化を図り、対象技術の範囲拡大を促進。 <p>(3)労働者派遣業務の医療分野(医師・看護師等)への対象拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における労働者派遣について、紹介予定派遣の方式で解禁。(平成 15 年度中) <p>(4)医薬品の一般小売店における販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約 350 品目の一般小売店における販売(薬効成分を変えずに医薬部外品で)を認める。(平成 16 年早期) <p>(5)幼稚園・保育所の一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置。(平成 16 年度中に基本的考えを取りまとめ、平成 17 年度に試行事業実施、必要な法整備などの準備、平成 18 年度から本格実施) <p>(6)株式会社、NPO等による学校経営の解禁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、早急に中教審で検討開始。通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について結論。(平成 15 年度中) ・株式会社等による学校経営について、特区の実施状況をできるだけ速やかに評価し検討。 <p>(7)大学・学部・学科の設置等の自由化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の校地面積基準については、特区における特例措置の全国拡大について検討・結論。(平成 16 年 6 月までに結論) ・校地・校舎の自己所有要件の緩和について検討・結論。(平成 15 年中) ・学部・学科の設置認可の弾力化について、制度改革(昨年 4 月より実施)の実施状況等を踏まえ、今後更に検討。 <p>(8)株式会社等による農地取得の解禁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社等の農地取得について、農業生産法人に対する株式会社の出資制限を緩和(改正農業経営基盤強化促進法)。(平成 15 年度中) <p>(9)高層住宅に関する抜本的な容積率の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画運用指針に以下の趣旨を盛り込む。(平成 15 年中) <ol style="list-style-type: none"> ①用途別容積型地区計画について、混合用途建物(住宅・非住宅)に対して、指定容積率の 1.5 倍の容積率を容認。 ②良好な計画敷地については各種制度の運用により容積率を緩和。(行政・事業者等は、街づくりの見直しについてランドデザインを提示) ・容積率制限の緩和について以下のような分析・検討を実施。(平成 16 年度検討開始) <ol style="list-style-type: none"> ①住宅・事務所・店舗等の用途別のインフラ負荷を時間帯別に定量分析。 ②複合的用途のインフラ負荷分析。 ③ソフト面でのインフラ対策。 <p>(10)職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者からの手数料徴収の要件緩和(年収要件 1,200 万円超を 700 万円程度へ)。対象職種も拡大。(平成 15 年末まで) ・ハローワークの職業紹介関係業務について、長期失業者就職支援を示して民間委託を拡大。成果に対する評価に基づく委託費を支給。(平成 16 年度) ・地方公共団体、民間事業者、学校等とハローワークとの総合的連携の下に、地域の新たな取組として、若年者に対して職業に関する情報提供・コンサルティングから職業紹介までの幅広いサービスをワンストップで行うセンターを設置。(平成 16 年度) <p>(11)株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国での取扱いは、特区(公設民営、PFI方式)の状況や、施設体系のあり方の見直し状況を見ながら 		

分野	9	規制改革、特区
政策項目	①	規制改革の一層の推進
<p>検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特区での評価は、特区における特例措置の実施状況等について、評価委員会において検討し、特段の問題がなければ全国の規制改革へ。 <p>(12) 株式会社等による農業経営(農地のリース方式)の解禁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国での取り扱いは、特区(農地のリース方式)の実施状況や、地域農業への効果、影響等の検証を行い検討・結論。(平成16年末までに) ・特区での評価は、特区における特例措置の実施状況等について、評価委員会において検討し、特段の問題がなければ全国の規制改革へ。 <p>○追加5の重点検討事項</p> <p>(1) 公共施設・サービス等の民間開放の促進(いわゆる「公物管理」の見直しなど)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI選定事業者による公共施設等の管理運営の拡充。(平成16年度措置) ①PFI事業の事例集の作成・公表。 ②公物管理法などの解釈において、PFI選定事業者が各公共施設等において行い得る事業範囲の明確化、周知徹底。 ・公の施設の管理における「指定管理者制度」の活用促進。(平成16年度) ・「公物管理」規定に基づく「占用許可」条件の見直し(道路、河川、都市公園など)。 ・民間委託・アウトソーシングの推進。 ・「市場化テスト」、民間委託に関する「数値目標」設定についての調査・研究。(平成16年度) <p>(2) 労災保険の見直し及び雇用保険事業の民間開放の促進など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労災保険強制適用事業所のうち未手続事業所の一掃(職権による成立手続の徹底等)。(平成16年度中に結論) ・業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定(平成16年度中に結論) ・労働福祉事業の見直し。(平成16年度以降逐次) ・雇用保険三事業での各事業の情報公開(就職率など)、厳格な事業評価の実施。(平成16年度) ・能力開発事業の民間活用の促進など。(平成16年度) <p>(3) 国際的な高度人材の移入促進(日本版「グリーンカード」の創設など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・永住許可・不許可事例の早期公開。(平成15年度) ・永住許可要件のガイドライン化。(平成16年度) ・永住許可における資格要件の特例措置の全国展開。(平成16年度中に結論) ・高度人材の移入に資する在留期間の見直し。(平成16年度以降検討、平成18年度結論) <p>(4) 自動車検査制度等の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置。(平成16年度中取りまとめ、以後速やかに措置) <p>(5) 借家制度の抜本的見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期借家制度の見直し。(平成15年度中に結論) ①居住用建物について、当事者が合意した場合、定期借家権への切り替えを容認することの是非を含めた検討。 ②定期借家契約締結の際の書面による説明義務の廃止の是非を含めた検討。 ③居住用定期借家契約に関して、借主からの解約権の廃止の是非を含めた検討。 ・正当事由制度の在り方の見直し。(平成15年度中に結論) ①借地借家法上の正当事由について、建物の使用目的、建替えや再開発等の客観的な要件とすることの是非を含めた検討。 ②正当事由に関する賃貸人からの立ち退き料の位置付け・在り方の検討。 <p>2. 新たな規制改革推進のための3か年計画</p> <p>○総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年12月22日)に示された具体的施</p>		

分野	9	規制改革、特区
政策項目	①	規制改革の一層の推進
<p>策を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成 16 年度を初年度とする新たな規制改革推進のための3か年計画を平成 15 年度末までに策定する。</p> <p>3. 規制改革集中受付月間</p> <p>○全国規模の規制改革要望と構造改革特区の提案募集とを同時・集中的に受け付ける「規制改革集中受付月間」を実施する。</p> <p>4. 総合規制改革会議の後継体制</p> <p>○平成 15 年度末に期限を迎える「総合規制改革会議」の終了後も、民間人主体の新たな審議機関を設置するとともに、政府にも推進本部を設けることとし、互いに密接に連携させつつ政府一丸となって規制改革を加速し推進していく。</p> <p>5. 医療や子育てなどの国民生活に直結した分野や、ビジネスニーズの高い分野等で規制改革・構造改革特区を推進し、消費者の選択肢とビジネスチャンス・雇用の拡大を図る。</p> <p>6. ノーアクションレター制度</p> <p>○総合規制改革会議第3次答申を踏まえ、本答申についての政府としての処理にあわせて必要な改正を行っていく予定。</p>		

分野	9	規制改革、特区
政策項目	②	構造改革特区の活用、早期の全国展開
関係府省	構造改革特別区域推進本部、関係府省	
<p><これまでの対応></p> <p>○平成14年7月に構造改革特区推進本部を設置(平成14年12月に構造改革特別区域推進本部に改組)し、これまでに、4回にわたる提案募集を実施し、地方公共団体や民間事業者等からの提案に対し「実現するためにはどのようにすればいいのか」という方向で検討を行った。また、平成14年12月に成立した構造改革特別区域法に基づき、平成15年4月から構造改革特別区域計画の申請受付を開始した。</p> <p>○また、平成15年7月には、特区の規制改革を全国大につなげるための評価委員会を構造改革特別区域推進本部に設置した。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>○地方公共団体、民間事業者等からの提案募集を踏まえ、教育、医療、農業などといったこれまで規制緩和が困難とされていた分野も含めて、特区で176件の規制改革を実現し、全国で250件の規制改革を実現した。</p> <p>○これまでに、236件の特区計画が認定されている。</p> <p>例)①北九州市の「北九州市国際物流特区」 臨時開庁手数料の軽減、電力の特定供給事業の許可対象の拡大の特例を活用。年間の経済効果が平成19年度に2400億円から平成24年度には4100億円に増加するとの見込みである。</p> <p>②三重県、四日市市、四日市港湾管理組合の「技術集積活用型産業再生特区」 石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和を活用。向こう5年間で約700億円の設備投資が行われる見込みである。</p> <p>③岩手県遠野市の「日本のふるさと再生特区」 農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和、農家民宿等における簡易な消防用設備等の容認等の特例を活用。農家民宿等で濁酒(いわゆる「どぶろく」)の提供等を通じ、都市との交流の拡大を図り地域の活性化を図る。</p> <p>④群馬県太田市の「太田外国語教育特区」 教育課程の弾力化の特例を活用。小中高一貫教育を行うとともに、国語を除いた大半の授業を英語で行うことで、国際性の豊かな感性と広い視野をもった国際人の育成が見込まれている。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○特区における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国規模の規制改革につなげ、我が国全体の経済の活性化を実現する。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>○地方公共団体や民間事業者等からの提案について、引き続き「提案を実現するためにはどうすればいいのか」という方向で検討を行い、更なる規制改革の実現を図る。</p> <p>○評価委員会において、4月より本格的な評価を実施し、8月を目途に評価のための意見をとりまとめる。推進本部は評価委員会の意見を踏まえ、9月中に評価についての決定を行う予定である。特段の問題なしと評価されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる。</p> <p>○また、構造改革特別区域推進本部は、特区における規制の特例措置の活用を関連する制度が妨げとなっていないかについても評価委員会の意見を踏まえ、特区又は全国での新たな規制改革の実施について決定を行う。</p> <p>○これまでの提案は地方公共団体が中心であり、民間事業者等の提案は3割程度であったことから、民間事業者等に対する特区制度の更なる周知を図るため、積極的に特区制度のPRを行う。</p> <p>17年度以降</p> <p>引き続き、特区の成果を着実に全国に広げていこう、必要な措置を図る。</p>		

分野	10	その他
政策項目	①	PFIの活用
関係府省	内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、関係各省	
<p><これまでの対応></p> <p>以下のような措置により、PFI事業の円滑な推進を図った。</p> <p>1. 普及活動</p> <p>○PFI事業を実施する上での実務的な指針となる5つのガイドライン(プロセス、リスク分担、VFM、契約、モニタリング)を取りまとめ、全国でセミナー等を開催し、普及を行った。(内閣府)</p> <p>○平成11年度～平成15年度に、全国のべ42箇所において地方公共団体、民間事業者等を対象とした「国土交通省PFIセミナー(公開検討会)」を開催した。(国土交通省)</p> <p>○保育所、ケアハウス等のPFI事業に関し、実施マニュアルを作成・配布、地方公共団体職員等を対象とした研修会を開催した。(厚生労働省)</p> <p>○「公立学校施設整備PFI事業のための手引書」及び国立大学等施設に係る「文教施設PFI事業に関するマニュアル」を作成した。(文部科学省)</p> <p>○「卸売市場施設整備事業におけるPFIの実施マニュアル」を平成15年度の完成を目途に作成中である。(農林水産省)</p> <p>2. 法改正</p> <p>○民間収益施設等の合築や行政財産の貸付けの取扱いに係る規制緩和等を内容とするPFI法の改正が行われた(平成13年12月施行)。</p> <p>3. 補助金に関する申合せ</p> <p>○補助金の交付について、PFI事業を行う場合も従来とイコールフットイングを図るよう補助金交付要綱等の改定等、必要な措置を講ずることについて、関係省庁において申合せを行った(平成13年9月PFI関係省庁連絡会議)。</p> <p>○地方公共団体がPFI事業を実施する際の国の補助金等の適用状況は、以下のとおり(平成15年4月時点)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BTO、BOT方式とも交付が可能なもの(分割交付は不可) <ul style="list-style-type: none"> 【文部科学省】公立小・中学校等 【厚生労働省】医療施設 【農林水産省】卸売市場 【経済産業省】産業再配置促進に資する施設、廃棄物発電施設 【国土交通省】公営住宅 【環境省】一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設 ・BTO方式でのみ交付が可能なもの(分割交付は不可) <ul style="list-style-type: none"> 【厚生労働省】ケアハウス、保育所等 【経済産業省】地域新事業創出基盤施設等 【国土交通省】公園、下水道等 【環境省】浄化槽 <p>4. 税制に関する措置等</p> <p>○地方税については、次のとおり措置が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度税制改正以前に講じられた措置 <ul style="list-style-type: none"> －公共荷さばき施設に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置 ・平成15年度税制改正で講じられた措置 <ul style="list-style-type: none"> －公共荷さばき施設に係る不動産取得税の特例措置 －一般廃棄物処理施設に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置 <p>○法人税についての対応は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「売買とされるPFI事業について(平成14年12月 国税庁)」により、BOT方式の事業の実態が法人税法等に定める一定の要件を満たす場合には、民間事業者から公共に対し完工された施設の売買があったものとされることを明確化した。 この場合において、延払基準の方法によったときは、耐用年数にかかわらず、PFI事業期間に応じて施設の工事原価等を損金算入することができる。 		

分野	10	その他
政策項目	①	PFIの活用

5. 入札に関する申合せ

○PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きに関する留意事項について、関係省庁において申合せを行った。
(平成15年3月PFI関係省庁連絡会議幹事会)

6. 調査費補助金

○地方公共団体における先導的なモデル的事業となり得るPFI事業を支援することを目的とする民間資金等活用事業調査費補助を創設した。
(平成13年度1次補正予算、内閣府)

7. PFI事業範囲等の拡大

○PFI法の枠組みを活用して整備を行う一定の場合における施設整備費について、次のとおり国庫補助対象とした。
(厚生労働省)

- ・平成13年度1次補正予算:ケアハウス、保育所
- ・平成14年度補正予算:老人デイサービスセンター、痴呆性高齢者グループホーム等
- ・平成15年度予算:構造改革特区における特別養護老人ホーム

○水道法改正により、浄水場の運転管理や水質管理等の水道の管理に関する技術上の業務について、第三者に水道法上の責任を伴う委託をすることを可能とし、PFI事業を推進するための環境を整備した。
(平成14年4月施行、厚生労働省)

○社会福祉施設(平成15年8月)、都市公園(平成15年9月)については、指定管理者制度の活用について通達を发出した。
(厚生労働省、国土交通省)

<これまでの成果>

○PFI事業は、国や地方公共団体のコストの削減、より質の高い公共サービスの提供の実現、民間の事業機会の創出を目指し、多様な分野で急速に進展している。

○現在、PFI事業は全国で急速に進展している。

<進展しているPFI事業(累計)>

	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末 (平成16年1月末日現在)
全 国	3件	15件	45件	93件	127件
うち三大都市圏外	2件	6件	19件	37件	55件

○これらPFI事業は、多岐にわたる分野で進展している。

<分野別実施方針公表件数>

分野	事業主体別			合計
	国	地方公共団体	その他	
教育と文化(学校、図書館、博物館等)	14	22	1	37
福祉(社会福祉施設、生活保護施設、職業訓練施設等)	0	10	0	10
健康と環境(病院、廃棄物処理施設、保育所等)	0	22	0	22
産業(消費流通施設、試験研究施設、指導育成施設等)	0	4	0	4
まちづくり(道路、河川、住宅、公園、港湾、下水道等)	0	22	0	22
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	12	4	0	15
安心(警察署、消防署等)	1	1	0	2
その他(複合施設)	0	15	0	15
合計	27	100	1	127

※「九段第3合同庁舎・千代田区本庁舎整備等事業」は、国と千代田区との共管事業であるため、国と地方公共団体の両方に計上している。

※内閣府PFI推進室独自に情報収集して、とりまとめたものである。

分野	10	その他
政策項目	①	PFIの活用
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○引き続き、民間の資金、経営能力等を活用して、国や地方公共団体のコストの削減、より質の高い公共サービスの提供の実現を図るとともに、従来、公共自らが行ってきたサービス提供を民間に委ねることにより、民間に新たな事業機会を生み出す、PFI事業の積極的な活用を図る。特に、地域におけるPFI事業は、地方公共団体の事務の合理化や民間活力の活用による地域の活性化の観点から、有効な手段であるため、その推進を図る。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>○PFI推進委員会において、9月のPFI法施行から5年目の節目に向けて、同法に基づく事業に対する国等の取り組み状況等を検証したうえで、今後のPFIのあるべき展開方向や、PFIをさらに一層効果的に活用するために対応すべき課題について、総合的に検討中である。同委員会における検討結果(6月を目途にとりまとめる予定)を踏まえ、PFI事業のより一層の推進のための制度改革等を含む必要な措置を講じる。 (平成16年度以降、内閣府)</p> <p>○地域におけるPFI事業を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元発意の地域づくりに資するPFI事業を支援する。(内閣府) ・PFI事業の事例集を作成し、公表する。(内閣府) ・補助金の交付について、イコールフットイングの実現に向け、必要な措置の更なる拡充を目指す。 <p>○平成16年度税制改正における措置は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人の校舎に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置 <p>○PFI事業の円滑な導入に資するため、各公物管理法等について、個別の公共施設等の建設、維持管理及び運営に関し、指定管理者制度を活用する場合も含め、民間事業者がPFI事業として行い得る範囲を明らかにする。</p> <p>○刑務所等で、現在行われている定型的な業務(自動車運転業務等)に加え、民間委託の範囲を大幅に拡大するためには、①法律の留保の観点から民間委託することを可能にするための法律の根拠規定、②公正・円滑に委託業務を行うことを可能とするためのみなし公務員規定、などの法制上の措置について検討する。 (平成16年度以降、法務省)</p> <p>○各府省において、以下のような取り組みにより、引き続きPFI制度の活用を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度末時点での実施方針公表件数を平成14年度末の17件から倍増し、34件にする。(国土交通省) ・羽田空港再拡張事業について、PFI方式を用いた国際線地区のターミナル、エプロン等の整備に係る制度設計等の検討調査を実施する予定である。(国土交通省) ・国立大学施設(10事業)の新たな整備を行う。(文部科学省) ・PFI手法による新設刑務所の整備・運営事業を行う。(特定事業の選定、法務省) <p>17年度以降</p> <p>○引き続きPFI事業の推進を図る。</p> <p>○卸売市場の整備において、大規模増改築等建造物の新築を行う場合、PFIにより事業を実施するものでない限り、原則として採択しないこととする。(農林水産省)</p>		

分野	10	その他
政策項目	②	NPOの活動促進
関係府省	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 特定非営利活動促進法(NPO法)の施行及び運用方針の策定・改定</p> <p>○特定非営利活動促進法(NPO法)が平成10年3月に議員立法により成立(同年12月より施行)。平成14年12月には、特定非営利活動の種類追加、申請手続きの簡素化、暴力団の排除措置の強化等を盛り込んだ改正NPO法が成立(平成15年5月より施行)。</p> <p>○NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにした「NPO法の運用方針」(平成15年3月策定、同12月改定)を策定・公表。これに基づき、市民によるチェックの下にNPO活動の健全な発展が図られるように、市民から活動を懸念する情報提供を受けたNPO法人等に対して「市民への説明要請」を実施(平成16年2月末時点での実績:147件)。(内閣府)</p> <p>2. 認定NPO法人制度の創設 (内閣府、財務省)</p> <p>○NPO法人に対し寄付した者に税制上の優遇措置を付与する認定NPO法人制度を平成13年10月に創設(平成13年度税制改正)。平成15年4月には、認定要件の緩和やみなし寄附金制度の導入がなされる等、認定NPO法人制度を大幅に拡充(平成15年度税制改正)。</p> <p>3. 申請・届出等手続きの電子化 (内閣府)</p> <p>○NPO法人の申請・届出等手続きの電子化、縦覧・閲覧書類のインターネット上での公開を可能とするシステム(以下、「NPO情報管理・公開システム」という)を平成15年度末までに構築予定。</p> <p>4. 教育・文化・スポーツの分野における支援 (文部科学省)</p> <p>○地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、幅広い関係機関やNPO等の関係団体と連携を図り、推進体制を整備。平成15年度においては、47都道府県に事業を委託し、「都道府県体験活動ボランティア活動支援センター」などを全国的に整備。</p> <p>5. 福祉分野における取組み (厚生労働省)</p> <p>○介護保険制度については平成12年4月の制度創設時より、障害者支援費制度においては、平成15年4月の制度創設時よりそれぞれ居宅サービス提供主体に制限を設けず、NPO法人の参入を認めている。</p> <p>6. NPOによる農業経営および市民農園開設の推進 (農林水産省)</p> <p>○構造改革特区において、一般企業やNPOが地方公共団体等から農地の貸付けを受けることができる特例(農地法)、および地方公共団体や農業協同組合だけでなく、一般企業やNPOが市民農園を開設することができる特例(特定農地貸付法、市民農園整備促進法)を措置。</p> <p>7. 多様な主体の参加による森林整備等への支援 (農林水産省)</p> <p>○NPO等も森林施業計画の策定を可能とした(平成13年森林法改正)ほか、当該計画の認定を受けた者を森林整備事業の事業主体に追加(平成14年森林法施行令)。</p> <p>○国民参加の緑づくり活動推進事業において森林ボランティア活動を支援。</p> <p>○NPO等が消費者の納得する家づくりに取り組む「顔の見える木材での家づくり」を推進。</p> <p>8. 環境NPOへの対応 (環境省)</p> <p>○「地球環境基金」により、NPOが行う環境保全活動に対する助成や情報提供、研修等を実施。平成15年度実績として216件、総額約7.3億円の助成を決定。</p> <p>○「地球環境パートナーシッププラザ」を東京・青山に設置(平成8年度)し、環境情報の収集・提供や交流の場の提供、国民、NPO、事業者、行政等とのパートナーシップを構築。</p> <p>○事業者等から広く政策提言を募り、優れた提言について発表する「環境政策提言フォーラム」を開催。(平成13年度～)</p>		

分野	10	その他
政策項目	②	NPOの活動促進
<p>○NGO・NPO等の民間団体、事業者、行政が連携して行う循環型社会形成に向けた取り組みについて、アイデアを公募し、エコ・コミュニティ事業として実施。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>○NPO法人の認証数:1万5,578件(平成16年2月末現在)</p> <p>○認定NPO法人数:22(平成16年2月末現在)</p> <p>○「市民への説明要請」を受け、市民に対し事実関係等の説明を実施したNPO法人の説明件数:91件(平成16年2月末現在)</p> <p>○介護保険制度における主な居宅サービス事業者としてのNPOの指定件数: 平成12年4月:事業者数:25,995うちNPO:371 平成16年1月:事業者数:49,148うちNPO:1,920</p> <p>○障害者支援費制度における主な居宅サービス事業者としてのNPOの指定件数:1,919件(平成15年7月)</p> <p>○特区において農業に参入したNPO:3法人(平成16年1月現在) 特区において市民農園を開設したNPO:1法人(平成16年1月現在)</p> <p>○森林ボランティア団体数:平成12年:581→平成15年:1,165うち11%はNPO法人。</p> <p>○「顔の見える木材での家づくり」に取り組む団体総数:152団体(平成15年9月)、住宅供給戸数:約5,000(平成14年実績)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○地域社会(コミュニティ)の再興を実現していくために、NPO相互の連携や市民の広範なNPO活動への参加、利用、支援等を促進。</p> <p>○NPO法人に係る情報が広く共有され、市民のチェックの下にNPO活動が健全に発展していくことが重要であり、市民によるチェック機能が一層発揮されるための環境整備を引き続き進める。</p> <p>○教育・文化、福祉、まちづくり、環境等の各分野でのNPO活動の促進。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. NPO活動促進に関する調査審議 (内閣府)</p> <p>○NPOは地域社会(コミュニティ)の活性化において大きな役割を担うことが期待されているところであり、国民生活審議会総合企画部会において「コミュニティの再興と暮らしの構造改革」をテーマに、NPO相互の連携や市民の広範なNPO活動への参加、利用、支援等について調査審議を行い、平成16年6月を目途に中間的なとりまとめを行う予定。</p> <p>2. 認定NPO法人制度の活用増進 (内閣府)</p> <p>○認定NPO法人制度は市民や企業からNPO法人への寄附を促す仕組みとしても重要であり、できる限り多くのNPO法人による同制度の活用に向けて普及啓発を進めるとともに、現行制度の利用実態について調査を行う。</p> <p>3. 市民によるチェック機能の増進 (内閣府)</p> <p>○市民のチェックによるNPO活動の健全な発展のために、「NPO情報管理・公開システム」(平成15年度末までに構築見込み)の円滑な運用を含め、「市民への説明要請」の着実な定着を図る。</p> <p>4. 情報通信人材研修事業支援制度の助成対象におけるNPOの参入拡大 (総務省)</p> <p>○情報通信人材研修事業のNPO法人に関する要件を平成16年度より撤廃し、IT系NPO法人の活動をIT人材育成に活用。</p> <p>5. 教育・文化・スポーツの充実 (文部科学省)</p> <p>○「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」や「生涯学習分野におけるNPO支援事業」等を実施し、NPOと行政機関の両者が有する特色を生かし、連携を促進。</p>		

分野	10	その他
政策項目	②	NPOの活動促進
<p>6. 介護保険制度、障害者支援費制度 (厚生労働省)</p> <p>○介護保険制度については、第三者による介護サービスの質の評価等に向けての取組を行う。障害者支援費制度については、平成14年12月に決定された「新障害者プラン」に基づき、サービス提供基盤の質的・量的充実を図る。</p> <p>7. 多様な主体の参加による森林整備等への支援 (農林水産省)</p> <p>○森林ボランティア活動を行っているNPO等と森林所有者等が締結する協定について、市町村長が認可する制度の創設(「森林法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出済)。</p> <p>○森林ボランティア活動の定着のために、引き続きNPO等による森林ボランティアへの参加者を対象とした安全・技術研修及び指導への支援等を実施。</p> <p>8. 環境NPOの支援 (環境省)</p> <p>○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の施行を受けて、NPOへの支援やパートナーシップの構築について、充実強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球環境基金」による助成 ・地球環境パートナーシッププラザを中心に、様々な場でのパートナーシップ構築を支援 ・NPO/NGO・企業政策提言フォーラムの開催 ・優秀な提言を施策への反映するためのモデル事業を実施 ・エコ・コミュニティ事業の実施 <p>17年度以降</p> <p>○ 引き続きNPOの活動促進を図る。</p>		

分野	10	その他
政策項目	③	消費者政策の強化・消費者保護、個人情報保護
関係府省	内閣府、公正取引委員会、警察庁、経産省、関係各省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 消費者政策の強化・消費者保護</p> <p>○消費者が事業者との間の消費者契約に関するトラブルを解決するための一般ルールである「消費者契約法」を施行(平成13年4月) (内閣府)</p> <p>○事業者による自主行動基準の策定運用のための指針を示す「消費者に信頼される事業者となるために-自主行動基準の指針-」のとりまとめ(平成14年12月) (内閣府)</p> <p>○21世紀にふさわしい消費者政策の理念と政策の基本的方向性を明らかにする「21世紀型消費者政策の在り方について」のとりまとめ(平成15年5月) (内閣府)</p> <p>・上記報告を受け、消費者保護会議において、</p> <p>① 消費者保護基本法の見直し</p> <p>② 公益通報者保護制度の整備</p> <p>③ 消費者団体訴訟制度の導入</p> <p>④ 消費者保護会議の改革 を決定(平成15年7月)。</p> <p>○法令の整備・運用により施策を効率的かつ着実に実施 (経済産業省)</p> <p>・消費者取引分野では、平成11～15年で3回特定商取引に関する法律(以下、「特定商取引法」)の改正を行い、また平成15年には2回の政令改正を行う等、悪質商法防止等の規制を強化。</p> <p>・製品安全分野では、消費者の生命・身体に対する危害の発生防止のため、浴槽用温水循環器(ジェット噴流バス等)を消費生活用製品安全法の新たな規制対象品目に追加(平成15年5月)。</p> <p>○消費者問題の取締り強化・広報啓発活動 (警察庁)</p> <p>・政府の行う「消費者月間」(毎年5月)と合わせ、消費者問題についての集中的な取締りや、関係行政関係機関・団体と連携したリーフレット・政府広報等による消費者問題に係る広報啓発活動を強力に推進。</p> <p>○消費者の適正な選択を妨げる不当表示に対する規制を強化 (公正取引委員会)</p> <p>・商品・サービスの内容について合理的な根拠なく著しい優良性を示す不当表示の効果的な規制手法の導入等を内容とする不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」)の改正(平成15年5月)。</p> <p>2. 個人情報の保護</p> <p>○個人情報保護のための法制度の整備 (内閣府)</p> <p>・「個人情報の保護に関する法律」の一部施行(平成15年5月)。</p> <p>・「個人情報の保護に関する法律施行令」の成立(平成15年12月)。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 消費者政策の強化・消費者保護</p> <p>○自主行動基準の策定促進</p> <p>・日本経団連参加企業のうち、企業行動指針を策定した企業79%、策定予定の企業18%。(日本経団連「企業倫理・企業行動アンケート」平成15年4月より)</p> <p>○「企業倫理ヘルプライン(相談窓口)」の定着化</p> <p>・「企業倫理ヘルプライン(相談窓口)」の整備を行っている、または今後取り組む予定であると回答した民間企業が9割超(日本経団連のアンケート調査(平成15年1月))。</p> <p>○消費者契約法にかかるトラブル処理数</p> <p>・独立行政法人国民生活センター及び消費生活センターで受け付けた消費者契約法に係る消費生活相談は3,405件である。</p> <p>○特定商取引法による行政処分の積極化</p> <p>・事業者名を公表する等、執行強化の取組の成果が着実に現れている。</p> <p>○消費者の適正な選択を妨げる不当表示に対する厳正・迅速な対処</p> <p>・平成15年度(4月～1月)における景品表示法に基づく排除命令は、22件。</p> <p>○検挙件数の増加</p>		

分野	10	その他
政策項目	③	消費者政策の強化・消費者保護、個人情報の保護
<p>・平成 15 年中における悪質商法に関する事犯(資産形成事犯・特定商取引等事犯)の検挙は 77 事件、276 人であり、統計開始(平成2年)以降最多となった。</p> <p>2. 個人情報の保護</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 消費者政策の強化・消費者保護</p> <p>○消費者政策の強化</p> <p>・消費者保護基本法の改正(議員立法による改正を与党等で検討中)を踏まえ、消費者政策の強化を図る。</p> <p>○法令の整備・運用</p> <p>・特定商取引法の機動的なルール整備などにより、悪質商法防止等を図り、消費者取引のリスクを予防・低減する。また、製品安全4法(消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)の法令遵守の徹底等を通じ、消費生活用製品による消費者への危害を減少させ、安心・安全な消費生活の実現を目指す。</p> <p>○景品表示法違反行為に対する厳正・迅速な対処の推進</p> <p>○的確な取締りの推進</p> <p>・悪質商法等による消費者被害を防止するための体制強化を推進する。</p> <p>2. 個人情報の保護</p> <p>○個人情報保護の仕組みの整備</p> <p>・個人情報保護の仕組みを整備することにより、国民の不安を払拭するとともに、国民一人一人が安心してIT 社会のメリットを受けられるようにする。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>1. 消費者政策の強化・消費者保護</p> <p>○公益のために通報したことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護する制度を整備(「公益通報者保護法案」を今通常国会提出済) (内閣府)</p> <p>○消費者団体訴訟制度の導入、消費者契約法の見直しについて検討 (内閣府)</p> <p>○悪質商法への規制強化及び民事ルールの整備 (経済産業省)</p> <p>・点検商法やアポイントメントセールス、あるいはマルチ商法といった悪質商法に起因する消費者トラブルが多発している現状に即して、悪質商法への規制強化及び民事ルールの整備を内容とする特定商取引法等を改正(今通常国会へ法案提出済)。</p> <p>○景品表示法違反行為に対する厳正・迅速な対処の推進 (公正取引委員会)</p> <p>○的確な取締り等の推進 (警察庁)</p> <p>・引き続き、5月の集中的な取締り、関係機関・団体と連携した消費者保護に係る広報啓発活動を推進する。</p> <p>2. 個人情報の保護</p> <p>○個人情報保護法の全面施行に向けた取組み (内閣府)</p> <p>・個人情報保護法施策の総合的かつ一体的な推進を図る観点から、国、地方公共団体、事業者等が個人情報の保護のために取組む施策の方向性を示す基本方針の作成及び推進。</p> <p>・個人情報保護法制度の周知のための広報事業等の実施。</p> <p>・関係行政機関・地方公共団体との苦情処理等における連携体制の整備。</p>		

分野	10	その他
政策項目	③	消費者政策の強化・消費者保護、個人情報の保護
17年度以降		
1. 消費者政策の強化・消費者保護		
○上記各分野で所要の施策を引続き着実に推進		
2. 個人情報の保護		
○個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)後、施行状況をフォローアップ (内閣府)		

分野	10	その他
政策項目	④	持続的な経済社会の活性化のための税制改革
関係府省	総務省、財務省	
<p><これまでの対応></p> <p>○平成 14 年度税制改正 効率的な企業経営を促進するための制度整備の一環として、連結納税制度を導入</p> <p>○平成 15 年度税制改正 持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、研究開発・設備投資減税、金融・証券税制の軽減・簡素化等広範な税目にわたり包括的かつ抜本的な改革を実施 (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発・設備投資減税 ～わが国産業の競争力強化～ 研究開発減税(試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度の創設)、 設備投資減税(IT 関連設備の取得等をした場合の特別償却制度等の創設) ・中小企業税制 ～中小企業の活力強化～ 研究開発税制の上乗せ、同族会社の留保金課税の一部停止、交際費課税の緩和、 少額減価償却資産の特例制度の創設、エンジェル税制の拡充 ・相続税・贈与税 ～次世代への資産移転の円滑化等～ 相続税・贈与税の一体化措置の導入、一体化措置に係る住宅取得資金等の特例を創設、 相続税・贈与税の最高税率引下げ(70%⇒50%)を含む税率構造の見直し ・金融・証券税制 ～「貯蓄から投資へ」～ 申告不要制度の導入(預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制)、 上場株式等の譲渡益、配当及び公募株式投資信託の収益分配金に対する税率を今後 5 年間 10%に 軽減 ・土地税制 ～土地の有効利用の促進～ 登録免許税・不動産取得税等の大幅な軽減等 ・地方分権を支える基幹税の安定化 法人事業税への外形標準課税の導入 ・経済社会構造の変化への対応等 配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止、消費税の免税点制度等の改革、 酒税・たばこ税の見直し、NPO税制の見直し 等 		
<p><これまでの成果></p> <p>○連結納税の申請件数は、順調に増加 (平成 14 年 9 月末:累計 164 グループ ⇒ 平成 15 年 9 月末:累計 384 グループ)</p> <p>○平成 15 年度税制改正 平成 15 年度において約 1.8 兆円、平成 16 年度において約 1.5 兆円の先行減税が継続。財務省が実施した「平成 15 年度税制改正事項の活用等に関する調査」によれば、平成 15 年度税制改正については、多くの企業・団体が関心を示し肯定的な受け止め方をしており、各般の構造改革や民間の努力と相俟って、企業の研究開発が促進され、個人投資家の市場参加が促進されるなど、着実に効果を現しつつある (参考:主な動き)(※ 財務省「平成 15 年度税制改正事項の活用等に関する調査」より抜粋・一部改訂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発減税関係 <ul style="list-style-type: none"> - 主要 425 社の研究開発費は過去最高額を更新 平成 14 年度(実績):4.4 兆円 ⇒ 平成 15 年度(計画):4.6 兆円(5.5%増) (経済産業省調査/平成 15 年 8 月) - 主要 264 社中の約 7 割の企業(187 社)が研究開発費の増額を計画 (日本経済新聞社調査/平成 15 年 8 月) ・設備投資減税関係 <ul style="list-style-type: none"> - 平成 15 年度上半期の国内でのパソコン出荷台数が増加。平成 15 年度第 3 四半期も増加し、3 期連続の増加 		

分野	10	その他
政策項目	④	持続的な経済社会の活性化のための税制改革
<p>平成14年度上半期 :455.5万台 ⇒ 平成15年度上半期: 515.1万台(13%増) 平成14年度第3四半期:238.1万台 ⇒ 平成15年度第3四半期:250.7万台(5%増) ((社)電子情報技術産業協会調査/平成16年1月)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成15年度の情報化投資額が増加(対象1,752社) 平成14年度(実績):9,891億円 ⇒ 平成15年度(計画):10,812億円(9.3%増) (日本政策投資銀行「設備投資計画調査」/平成15年10月) - 設備投資も増加 平成15年度設備投資計画:前年比3.4%増(全産業)(日銀短観平成15年12月調査) <p>・中小企業税制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> - 中小企業の情報化投資額が増加(対象73,665社) 平成14年度(実績):539億円 ⇒ 平成15年度(計画):677億円(25.4%増) (中小企業金融公庫「中小製造業設備投資動向調査」平成15年10月) <p>・金融・証券税制の軽減・簡素化関係</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特定口座は順調に増加 証券会社16社の特定口座/平成15年1月末:101万口座 ⇒ 12月末:315万口座 (日本証券業協会調査) - 平成15年3月以降、個人投資家の株式売買額及びその株式売買額全体に占める割合が増加 株式売買額/平成15年3月:2.9兆円(全体に占める割合12%) ⇒ 12月:7.3兆円(20%) (東京証券取引所「投資部門別売買状況」) <p>・相続税・贈与税の一体化措置関係</p> <ul style="list-style-type: none"> - 住宅取得資金の1件あたり贈与金額が増大 平成14年度(4-12月):521.5万円 ⇒ 平成15年度(4-12月):698.3万円 (住宅金融公庫調査/平成16年2月) - 「住宅取得資金の贈与を受けた者」のうち「550万円超の贈与を受けた者」の割合も増大。 平成14年度(4-12月):18.7% ⇒ 平成15年度(4-12月):39.3% (住宅金融公庫調査/平成16年2月) <p>・土地・住宅税制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> - キャッシュフローを生まない事業の立ち上げ段階において、登録免許税の負担軽減によるコスト軽減により、プロジェクトの実施を推進 		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿> ○持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保する税制への改革を進める</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度以降</p> <p>○平成16年度税制改正</p> <p>最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、平成15年度税制改正に引き続き切れ目のない施策を実施することとしている (主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産活用の促進による資産デフレへの対応 住宅ローン減税の延長・重点化、居住用財産の譲渡損失の繰越控除、 土地譲渡益に対する税率の引下げ、公募株式投資信託の譲渡益課税を上場株式並みに軽減 ・事業の再構築と前向きな企業活動の支援 エンジェル税制の拡充、中小同族株に係る相続税の課税価格の軽減特例の拡充、 非上場株式の譲渡益に対する税率の引下げ、 非上場株式(相続財産)をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設 		

分野	10	その他
政策項目	④	持続的な経済社会の活性化のための税制改革
<p>欠損金の繰越期間の延長(5年⇒7年)、連結付加税の廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢社会への対応 <ul style="list-style-type: none"> 年金課税の適正化、確定拠出年金制度の拠出限度額の引上げ ・地方分権の推進 <ul style="list-style-type: none"> 所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税収の一部を地方に譲与する所得譲与税を創設し、税源移譲 ・国際的な投資交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> 日米租税条約の全面改正と、これを契機とした関連国内法令の見直し <p>○引き続き、「基本方針 2003」の考え方を踏まえ、①持続的な経済社会の活性化のための税制改革、②租税負担と社会保障負担の総合的な検討、③国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲のあり方、といった事項を中心に包括的かつ抜本的な税制改革に引き続き取り組む。その際、経済や財政の状況等を十分に見極めつつ、歳出の徹底した見直しと合わせ、幅広く検討を行う</p>		